

商品概要説明書:住宅ローン(住宅ローンプラス)

2026 年 4 月 10 日現在

商品名	住宅ローン(住宅ローンプラス)
ご利用いただけるかた	次の条件をすべて満たす個人のお客さま - 借入時満 18 歳以上満 65 歳以下で、完済時満 80 歳未満のお客さま - 安定かつ継続した収入があるお客さま - 当社指定の団体信用生命保険にご加入を認められるお客さま - 国内にお住まいのお客さま ※ 親子、ご夫婦で一緒にお借入れされる場合、原則それぞれローンを分けてのお借入れ、もしくはお一人を連帯保証人としてお申込みいただきます。ただし、物件を共有し、原則として同居いただくことが条件となります。 ※ 連帯債務型でのお申込みはできません。 ※ お申込みにあたっては、当社所定(保証会社をご利用いただく場合は、当社および保証会社所定)の審査があります。審査の結果によってはご希望にそいかなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
資金使途	【新規住宅ローンをお申込みのかた】 ご本人またはご家族がお住まいになるための住宅の新築・購入資金、これにかかわる諸費用、健全な個人消費資金 ※ 賃貸の目的には利用できません。事業用との併用物件の場合は、居宅部分が延床面積の 1/2 以上あることが必要です。 ※ 民事再生時、住宅資金特別条項が利用できない可能性があります。 【土地先行プランをお申し込みの方】 土地購入資金のみのご融資には、ご利用いただくことはできません。 【借換住宅ローンをお申込みのかた】 居住用の住宅にかかわるご本人が現在お借入中の住宅ローンの借換資金、これにかかわる諸費用、借換えと同時に増改築資金、健全な個人消費資金 ※ 既に当社でお借入れのローンを借換えすることはできません。 ※ 賃貸の目的には利用できません。事業用との併用物件の場合は、居宅部分が延床面積の 1/2 以上あることが必要です。 ※ 民事再生時、住宅資金特別条項が利用できない可能性があります。
ご融資金額	500 万円以上 3 億円以下(10 万円単位)。 土地先行プランの場合、1 本目と 2 本目の融資金額の合算が 500 万円以上 3 億円以下(10 万円単位)とします。 諸費用は 500 万円を上限とします。 個人消費資金は 500 万円以内または諸費用を除いた住宅ローンの 50%以内のいずれか低い金額を上限とします。
ご融資期間	【新規住宅ローンをお申込みのかた】 1 年以上 50 年以内 【借換住宅ローンをお申込みのかた】

	[35 年一借換対象となる住宅ローンの経過期間]を借入期間の上限とします。 ただし、当初 35 年超で借入れた住宅ローンを借換える場合は、その住宅ローンの残存期間を上限とします。 (※)経過期間の端数月数は 1 年単位で切上げとします。
お取り扱い地域	日本国内全域です。 ただし、借地上・保留地・共有仮換地上の物件、離島にある物件については、お取り扱いできません。
金利タイプ	「変動金利タイプ」「固定金利特約タイプ」の 2 つの金利タイプからお選びいただけます。お借入れ後、どちらの金利タイプにも変更することができます。 ① 変動金利タイプ お借入れ後の金利は、毎月 1 日(基準日)の当社短期プライムレートを基準として、毎月、金利の見直しを行い、基準日の翌月に到来する約定返済日の翌日から新しい金利を適用します。ただし、基準金利が大幅に変動した場合には、それ以外の日に適用している金利を見直すことがあります。 ② 固定金利特約タイプ 特約期間は 2 年、3 年、5 年、7 年、10 年、15 年、20 年、30 年、35 年からお選びいただけます。毎月月末に翌月の金利を決定し、WEB サイトの金利のご案内に表示します。ただし、金融情勢の大幅な変動等があった場合には、月中に適用している金利を見直すことがあります。
金利タイプの変更	お借入れ中はご希望に応じて、「変動金利タイプ」「固定金利特約タイプ」を何度でもお選びいただけます。変更を希望される場合は、WEB サイトでの当社所定のお客さまの操作によりお申込みいただけます。 ① 変動金利タイプ 「固定金利特約タイプ」に変更ができます。金利は金利切替日(約定返済日)の翌日の「固定金利特約タイプ」の金利となります。金利タイプの変更は金利切替日(約定返済日)の翌日からとなります。 ② 固定金利特約タイプ 固定金利特約期間終了時に、変更のお申込みがない場合には、自動的に「変動金利タイプ」となります。 既存の固定金利特約期間終了日の前日までに、終了後の「固定金利特約タイプ」への変更をお申込みいただけます。お申込みいただいた金利タイプは、既存の金利が適用されている期間の終了日の翌日から適用されます。なお、固定金利特約期間中は金利タイプの変更はできません。
金利	借入実行日の金利が適用されます。
金利プラン	お借入時に「通期引下げプラン」「当初引下げプラン」の 2 つの金利プランからお選びいただけます。 お借入後、金利プランの変更はできません。 ① 通期引下げプラン お借入全期間において、基準金利より所定の金利幅を一律引下げます。 ② 当初引下げプラン 当初の金利タイプを選択された期間(変動金利タイプの場合はお借入後 5 年を経

	過した金利見直し時または固定金利特約タイプに変更されるまでの期間、固定金利特約タイプの場合は当初特約期間)を重視して、基準金利より所定の金利幅を引下げます。																											
遅延損害金	年利 14%で日割計算されます。(約定返済日の翌日から計算されます。)																											
団体信用生命保険	当社指定の団体信用生命保険にご加入いただきます。この保険は、当社が保険契約者となり、住宅ローンをご利用になるお客さまを被保険者とする保険です。保険料は当社が負担いたします。ただし「先進医療特約」、「3大疾病保障特約」については保険会社での査定の結果、ご加入できない場合があります。 保険金・給付金のお支払い・受取りは下記のとおりとなります。 ■ 団体信用生命保険 <table><tr><td>名称</td><td>お支払い金額</td><td>保険金等受取人</td></tr><tr><td>死亡保険金</td><td rowspan="4">保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額</td><td rowspan="4">当社</td></tr><tr><td>高度障がい保険金</td></tr><tr><td>リビングニーズ特約保険金</td></tr><tr><td>重度ガン保険金前払特約保険金</td></tr></table> ■ 先進医療特約 <table><tr><td>名称</td><td>お支払い金額</td><td>保険金等受取人</td></tr><tr><td>先進医療給付金</td><td>先進医療技術料被保険者負担額(通算 1,000 万円まで)</td><td>お客さま</td></tr></table> ■ 3大疾病保障特約(50%) <table><tr><td>名称</td><td>お支払い金額</td><td>保険金等受取人</td></tr><tr><td>3大疾病保険金</td><td>保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額の 50%</td><td>当社</td></tr></table> ■ 3大疾病保障特約(100%) <table><tr><td>名称</td><td>お支払い金額</td><td>保険金等受取人</td></tr><tr><td>3大疾病保険金</td><td>保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額</td><td>当社</td></tr></table> ※3大疾病保障特約は、当社所定の条件により基本付帯またはお客さまのご選択による付帯となります。 ※条件によっては保険金・給付金がお支払いされない場合があります。詳細につきましては「被保険者のしおり」記載の「契約概要」・「注意喚起情報」をご確認ください。	名称	お支払い金額	保険金等受取人	死亡保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社	高度障がい保険金	リビングニーズ特約保険金	重度ガン保険金前払特約保険金	名称	お支払い金額	保険金等受取人	先進医療給付金	先進医療技術料被保険者負担額(通算 1,000 万円まで)	お客さま	名称	お支払い金額	保険金等受取人	3大疾病保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額の 50%	当社	名称	お支払い金額	保険金等受取人	3大疾病保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社
名称	お支払い金額	保険金等受取人																										
死亡保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社																										
高度障がい保険金																												
リビングニーズ特約保険金																												
重度ガン保険金前払特約保険金																												
名称	お支払い金額	保険金等受取人																										
先進医療給付金	先進医療技術料被保険者負担額(通算 1,000 万円まで)	お客さま																										
名称	お支払い金額	保険金等受取人																										
3大疾病保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額の 50%	当社																										
名称	お支払い金額	保険金等受取人																										
3大疾病保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社																										

	引受保険会社：SBI生命保険株式会社																					
全疾病保障	正式名称:団体信用就業不能保障保険(団体信用就業不能保障保険債務繰上返済支援特約、団体信用就業不能保障保険長期就業不能見舞金特約付) 団体信用生命保険と同時のお申込み手続きとなります。ただし保険会社での査定の結果、ご加入できない場合があります。この保険は、当社が保険契約者となり、住宅ローンをご利用になるお客さまを被保険者とする保険です。保険料は当社が負担します。 保険金・見舞金のお支払い・受取りは下記のとおりとなります。 ■ 特定疾病および重度慢性疾患に該当する場合 <table><tr><th>名称</th><th>お支払い金額</th><th>保険金等受取人</th></tr><tr><td>就業不能保険金</td><td>保険金支払対象月の予定返済額</td><td>お客さま</td></tr><tr><td>債務繰上返済支援保険金</td><td>保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額</td><td>当社</td></tr></table> ■ 特定疾病および重度慢性疾患以外に該当する場合 <table><tr><th>名称</th><th>お支払い金額</th><th>保険金等受取人</th></tr><tr><td>就業不能保険金</td><td>保険金支払対象月の予定返済額</td><td>お客さま</td></tr><tr><td>債務繰上返済支援保険金</td><td>保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額</td><td>当社</td></tr><tr><td>長期就業不能見舞金</td><td>30万円</td><td>お客さま</td></tr></table> ※条件によっては保険金・見舞金がお支払いされない場合があります。詳細につきましては「被保険者のしおり」記載の「契約概要」・「注意喚起情報」をご確認ください。 引受保険会社：SBI生命保険株式会社	名称	お支払い金額	保険金等受取人	就業不能保険金	保険金支払対象月の予定返済額	お客さま	債務繰上返済支援保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社	名称	お支払い金額	保険金等受取人	就業不能保険金	保険金支払対象月の予定返済額	お客さま	債務繰上返済支援保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社	長期就業不能見舞金	30万円	お客さま
名称	お支払い金額	保険金等受取人																				
就業不能保険金	保険金支払対象月の予定返済額	お客さま																				
債務繰上返済支援保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社																				
名称	お支払い金額	保険金等受取人																				
就業不能保険金	保険金支払対象月の予定返済額	お客さま																				
債務繰上返済支援保険金	保険金をお支払いする場合に該当した時のローン契約の債務残高相当額	当社																				
長期就業不能見舞金	30万円	お客さま																				
保証会社による保証	保証会社による保証をご利用いただけます。この保証は、住宅ローンをご利用になるお客さまが、当社に対して負担することとなる住宅ローンに係る一切の債務を保証することを保証会社に委託し、当該委託に基づき保証会社が当該債務を連帯保証するものです。保証料は当社が負担します。 保証会社：MG保証株式会社																					
保証人	収入合算者は連帯保証人、担保提供者は物上保証人とさせていただきます。 ※ 連帯保証人は同居のご家族に限ります。																					
担保	ご融資の対象となる物件に保証会社を抵当権者とする抵当権を第一順位にて設定していただきます。 ※ 担保設定等の登記にかかる費用は、お客さまのご負担となります。 ※ 担保物件は、建築基準法、およびその他のほかの法令に適合しているものに限り、また「検査済証」のご提出をいただく場合があります。 ※ 担保物件の所在地、地積、状況などによっては、ご融資できないことがありますので																					

	ご了承ください。(建築基準法上の道路に接道していない物件は、お取り扱いできません。) ※ 土地先行プランの場合、1 本目融資対象物件および 2 本目融資対象物件のそれぞれに対して、第一順位及び第二順位抵当権を設定していただきます。 お借入期間中は、ご融資の対象となる建物に火災保険を付保いただきます。なお、保険金請求権に対して当社を質権者とする質権を設定していただく場合がございます。 ※ 火災保険料は、お客さまのご負担となります。
事務取扱手数料 (お借入れ時)	融資金額の 2.29%に相当する金額(消費税込)がかかります。 ※ 上記に含まれる消費税額は、ご融資実行日時時点の適用税率に基づき算出されます。
繰上返済および 金利タイプ変更手数料	- 一部繰上返済(1 円以上 1 円単位) ＜変動金利期間中＞ 無料 ＜固定金利特約期間中＞ 無料 - 全額繰上返済 ＜変動金利期間中＞ 無料 ＜固定金利特約期間中＞ 33,000 円(消費税込) - 金利タイプの変更 ＜変動金利期間中＞ 無料 ＜固定金利特約期間終了時＞ 無料 ※上記各手数料の金額は、当社所定の金額に 10%の税率に基づき算出された消費税額(地方消費税額を含みます。以下同じ。)を加算した金額です。各お手続きに実際にお支払いいただく金額は、当社所定の金額に当該お手続き日時時点の適用税率に基づき算出される消費税額を加算した金額となるため、上記各金額と異なる場合があります。
返済方法	「元利均等返済」「元金均等返済」のいずれかの方法で、毎月の約定返済日に代表口座円普通預金より自動引落としさせていただきます。 【元利均等返済】 ① 変動金利タイプ 月々のご返済額は、お借入れ後 5 回目の 10 月 1 日を基準日とする金利の見直し時に、前のご返済額の 125%を限度に見直しいたします。(以降、5 年ごとに金利の見直しにあわせ、前のご返済額の 125%を限度としてご返済額を見直します。) 金利情勢等により、当初の借入期間が終了しても未返済残高が生じる場合があります。この場合、原則として期日に全額返済していただきますが、全額返済が困難な場合には期日までにお申出ください。 ② 固定金利特約タイプ 「固定金利特約タイプ」ご利用期間中、ご返済額の見直しはございません。 【元金均等返済】 ご返済額(元金と利息の合計額)のうち、元金部分が一定です。(ご返済額は毎月変動します。) 「毎月返済」と「毎月返済と半年毎増額返済の併用」からお選びいただけます。 半年毎増額返済に充てることができるのはご融資金額の 50%以内です。 半年毎増額返済は、6 か月ごとのご指定月にさせていただきます。 ※ 審査の結果によっては、半年毎増額返済をご利用いただけない場合があります。

	※ WEB サイトの「住宅ローン」の「シミュレーション」にて、ご返済額の試算が可能です。 ※ ご融資期間中の毎回の利息のご返済額は、その時点の元金残高と金利により計算いたします。 ※ 土地先行プランの場合、2 本目融資の初回返済日前月応当日までの期間、1 本目融資は元金据置とします(元金据置 1 年以内)。
約定返済日	約定返済日は、12、17、22、27 日のいずれかからお選びいただけます。 約定返済日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。 毎月の約定返済日に代表口座円普通預金から自動引落しさせていただきます。約定返済日の 19:00 までのご入金分が当日扱いとなります。19:00 以降のご入金分は翌日扱いとなり、遅延損害金がかかります。
当社が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772